

# 専決処分の申入れについて

令和5年6月14日  
企画管理部財務課  
電話 043-223-4042

令和5年5月23日付けで知事に専決を申し入れた損害賠償の額の確定と和解については、以下のとおりです。

## 1 専決年月日

令和5年5月31日

## 2 事故の概要

県立大網高等学校は、農業科で飼育している乳牛が生産した生乳を千葉酪農農業協同組合（以下、農協と言う）に売り払っている。職員の搾乳機洗浄手順の誤りにより、令和5年4月23日に売り払った生乳に洗浄液と水が混入する事故が発生した。他の酪農家の生乳も販売不能となったため、農協の損害を賠償することとなった。なお、当該生乳については、農協の検査で洗浄液等の混入が判明し、市場に流通していないため消費者被害はなかった。

## 3 損害賠償額 696,394円

## 4 和解の相手方

千葉市若葉区富田町1033番地1

千葉酪農農業協同組合 代表理事組合長 星野皓彦

## 5 和解の内容

県は、千葉酪農農業協同組合に対し、696,394円を支払う。

千葉酪農農業協同組合は賠償金のほか名目の如何を問わず今後一切の請求を行わない。

## 6 再発防止について

衛生管理向上のため、農場HACCP認証の取得に取り組む。